

# 犯罪被害者等支援

## メニューリスト

(令和8年度版)

多 久 市

# 目 次

## 市の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口	1
2	経済的支援	
(1)	見舞金	1
(2)	高額療養費の支給	1
(3)	後期高齢者医療保険料の納税相談	1
(4)	介護保険料の減免、納付	2
(5)	自立支援医療の負担軽減	2
(6)	国民年金の支給	2
(7)	子育てに係る負担の軽減	2
(8)	市税等の減免、納付	3
(9)	生活保護	3
(10)	市営住宅への入居	3
(11)	母子生活支援施設への入所	4
(12)	就業の支援	4
(13)	商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	4
(14)	多重債務に関する相談	4
3	精神的・身体的被害の回復・防止等	
(1)	精神保健福祉	5
(2)	子育ての悩み	5
(3)	D V相談	5
(4)	障害者虐待	5
(5)	高齢者虐待	5
(6)	身体の障害	5
(7)	住所情報の保護	6

# 市の支援メニュー・対応窓口

## 1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている 庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。	防災安全課 安心安全係 (市役所3階) TEL 0952-75-2181
---	--

## 2 経済的支援

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 見舞金	犯罪被害にあった方などに見舞金を支給します。	防災安全課 安心安全係 (市役所3階) TEL 0952-75-2181
(2) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	市民課 保険年金係 (市役所1階 3番窓口) TEL 0952-75-2159
(3) 後期高齢者医療保険料の納付相談	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じて分割納付などの相談に応じます。	【後期高齢者医療保険料の納付相談】 市民課 保険年金係 (市役所1階 3番窓口) TEL 0952-75-2159

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(4) 介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	<p>【介護保険料の減免】 高齡・障害者支援課 高齡者支援係 (市役所1階) T E L 0952-75-6033</p> <p>【納付相談】 高齡・障害者支援課 高齡者支援係 (市役所1階) T E L 0952-75-6033</p>
(5) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	高齡・障害者支援課 障害者支援係 (市役所1階 3番窓口) T E L 0952-75-4823
(6) 国民年金の支給【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齡基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた子のある配偶者や子どもがいるときに支給します。(子とは18歳になった年度の3月31日までにある方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方をさします。)	市民課 保険年金係 (市役所1階 3番窓口) T E L 0952-75-2159
【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	市民課 保険年金係 (市役所1階 3番窓口) T E L 0952-75-2159
(7) 子育てに係る負担の軽減 【出産】 ●助産制度	妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、助産施設における助産にかかる費用を助成します。	福祉課 こども係 (市役所1階 5番窓口) T E L 0952-75-6118

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
<p>【育児】 ●児童扶養手当</p>	<p>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童がいるひとり親の家庭の父または母などに支給します。(本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)</p>	<p>福祉課 こども係 (市役所1階 5番窓口) TEL 0952-75-6118</p>
<p>【保育】 ●一時保育 (一時預かり)</p>	<p>一時的に保育が必要となった子ども(保育園等に入所していない子ども)を保育します。</p>	<p>福祉課 こども係 (市役所1階 5番窓口) TEL 0952-75-6118</p>
<p>【医療】 ●ひとり親家庭等医療費の助成</p>	<p>ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)</p>	<p>福祉課 こども係 (市役所1階 5番窓口) TEL 0952-75-6118</p>
<p>【就学】 ●就学費用の援助</p>	<p>経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。</p>	<p>学校教育課 学務指導係 (市役所4階) TEL 0952-75-2227</p>
<p>(8) 市税等の減免、納付</p>	<p>市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。</p>	<p>税務課 納税係 (市役所1階税務課窓口) TEL 0952-75-6115</p>
<p>(9) 生活保護</p>	<p>生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。</p>	<p>福祉課 保護係 (市役所1階 5番窓口) TEL 0952-75-2324</p>
<p>(10) 市営住宅への入居</p>	<p>犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。</p>	<p>都市建設課 建築管理係 (市役所東庁舎1階) TEL 0952-75-4826(直通)</p>

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(11) 母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	福祉課 こども係 (市役所1階 5番窓口) T E L 0952-75-6118
(12) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	福祉課 こども係 (市役所1階 5番窓口) T E L 0952-75-6118
(13) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。 (月・水・金曜日の10時～16時)	多久市消費生活相談窓口 (市役所1階 商工観光課窓口) T E L 0952-75-2117
(14) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。 (月・水・金曜日の10時～16時)	多久市消費生活相談窓口 (市役所1階 商工観光課窓口) T E L 0952-75-2117

### 3 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、関係機関の紹介などを行います。	健康増進課 (市役所1階 11番窓口) TEL 0952-75-3355 (直通) 高齢・障害者支援課 TEL 0952-75-4823
(2) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。  児童虐待に関する相談にも応じます。	健康増進課 (市役所1階 11番窓口) TEL 0952-75-3355 福祉課こども係 (市役所1階 5番窓口) TEL 0952-75-6118
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	福祉課 こども係 (市役所1階 5番窓口) TEL 0952-75-6118
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	高齢・障害者支援課 障害者支援係 (市役所1階 6番窓口) TEL 0952-75-4823 小城・多久障害者相談支援センター(小城保健福祉センター内) TEL 0952-71-1250
(5) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	高齢・障害者支援課 高齢者支援係 (市役所1階) TEL 0952-75-6033
(6) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	高齢・障害者支援課 障害者支援係 (市役所1階 6番窓口) TEL 0952-75-4823

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(7) 住所情報の保護	<p>DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務におけるDV等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。</p>	<p>福祉課 こども係  （市役所1階 5番窓口）  TEL 0952-75-6118</p>